

重要事項説明書
(介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援)

斑鳩町

1 事業所の概要

事業所名	斑鳩町地域包括支援センター
所在地	〒636-0142 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号 生き生きプラザ斑鳩（斑鳩町総合保健福祉会館）
代表者	斑鳩町長 中西 和夫
事業者指定番号	第2901600029号
管理者・連絡先	〒636-0142 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号 電話番号 0745-75-4000／74-5666 FAX番号 0745-75-4002 斑鳩町地域包括支援センター 管理者 羽根田 久枝
サービス提供地域	斑鳩町内全域

2 目的および運営の方針

事業目的・運営方針	利用者等からの相談に応じ、その心身の状況、置かれている環境、利用者やその家族の希望等を勘案し、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう、市町村や介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連絡調整その他必要な便宜を提供します。 介護保険法の基本理念である「自立支援」を行うため、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の計画を作成し、支援します。
-----------	--

3 事業所の職員体制等

管理者(兼務) 1名

保健師 常勤 2名

社会福祉士 常勤 2名

主任介護支援専門員 常勤 3名、介護支援専門員 非常勤 2名

4 サービス提供時間

平日（月曜日～金曜日）午前8時30分から午後5時15分

土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始（12／29～1／3）は休みです。

5 利用者負担金

（1）介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援については、利用者の負担はありません。

（2）介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払が必要となる場合があります。

6 業務の実施方法

①内容(手続)の説明及び同意	重要事項説明書を交付、説明し同意を得た上で所定書類に必要事項を記載して頂き、斑鳩町福祉課へ届出します。
②契約締結	業務内容等を説明し、契約を締結します。
③アセスメント	要支援認定にかかる調査内容、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果・及び基本チェックリストを入手し、利用者宅を訪問し、アセスメントを行います。
④介護予防サービス支援計画原案の作成	どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス支援計画原案を作成します。
⑤サービス担当学会議の開催	サービス担当学会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画原案について専門的な意見を聴取します。
⑥介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得て介護予防サービス・支援計画書を利用者又は家族に交付します。
⑦サービス提供	介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス・支援計画に基づき適切なサービスが提供されるよう連絡調整を行います。
⑧モニタリング	少なくとも3か月に1回、または利用者の状況に著しい変化があった時は訪問して面接を行います。それ以外は可能な限り面談、電話等の方法により計画の実施状況を

	把握します。また、以下の要件を満たしたうえでテレビ電話装置等のモニタリングを行うことを可能とします。 ○利用者の同意を得ていること ○サービス担当者会議等で次にあげる事項について主治医や担当者等からの合意を得ていること ・利用者の心身状態が安定していること ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通ができること ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けていること ○少なくとも6か月に1回は利用者宅を訪問すること
⑨評価	1年に1回以上、計画の達成状況について評価を行います。
⑩給付管理	介護予防サービス等の利用実績を確認し、所定の様式により作成します。
⑪介護報酬の請求	介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

7 ハラスメント行為について

当事業所は、介護支援専門員の働きやすい環境を守り、推進していく観点から、セクハラ・パワハラ等のハラスメント行為につきまして、「ハラスメントは、絶対に許されない行為です。」という姿勢で対応させていただきますことに、ご理解とご了承をお願いいたします。

なお、以下のようなハラスメント行為が、利用者やその家族から介護支援専門員に対してあった場合は、契約を解除する場合があります。また、行為の内容により、法的な措置とともに損害賠償を求める場合があります。

(1) 身体的暴力

身体的な力を使って、危害を及ぼす行為

(介護支援専門員が回避したため危害を免れたケースを含む)

(2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

(4) その他ハラスメント行為と認められる行為

8 感染症の予防及びまん延防止について

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。また、感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

9 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

10 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないが、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

11 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

斑鳩町地域包括 支援センター	所在地	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号
	電話番号	0745-75-4000／74-5666
	FAX番号	0745-75-4002
	対応時間	平日月曜日から金曜日 8:30～17:15

	土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始 (12/29～1/3)は休みです。
奈良県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地 橿原市大久保町302-1 電話番号 0744-21-6811 フリーダイヤル 0120-21-6899 FAX番号 0744-21-6822 担当課 介護保険係 利用時間 平日月曜日から金曜日 9:00～17:00

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

説明者

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏 名 _____ 印
代理人 _____

〔 氏 名 _____ 印 〕